【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出日】 平成19年11月7日

【事業年度】 第90期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】キッコーマン株式会社【英訳名】KIKKOMAN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 牛久 崇司

【本店の所在の場所】 千葉県野田市野田250番地

【電話番号】 (04)7123-5111

【事務連絡者氏名】 総務部長 天野 克美

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋二丁目1番1号

【電話番号】 (03)5521-5131

【事務連絡者氏名】 経理部長 山﨑 孝一

【縦覧に供する場所】 キッコーマン株式会社東京本社

(東京都港区西新橋二丁目1番1号)

キッコーマン株式会社中部支社

(名古屋市中村区名駅二丁目38番2号)

キッコーマン株式会社近畿支社

(大阪市西区江戸堀一丁目9番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第90期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

- 第4 提出会社の状況
 - 3 配当政策
 - 5 役員の状況
 - 6 コーポレート・ガバナンスの状況
- 第6 提出会社の株式事務の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しています。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、株主に対する配当政策を重要な経営課題の一つとして位置づけ、企業基盤の強化、今後の事業の拡充、連結業績等を勘案しながら、利益配分を行っていくことを基本方針としております。また、当社は会社法454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当については取締役会であります。

<以下略>

(訂正後)

当社は、株主に対する配当政策を重要な経営課題の一つとして位置づけ、企業基盤の強化、今後の事業の拡充、連結業績等を勘案しながら、利益配分を行っていくことを基本方針としております。また、当社は会社法454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、年1回以上の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては、株主総会、中間配当については取締役会であります。

<以下略>

5【役員の状況】

(訂正前)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会 長 CEO		茂木 友三郎	昭和10年2月13日生	昭和60年10月 平成元年3月 平成6年3月 平成7年2月	常務取締役に就任 代表取締役常務取締役に就 任	(注) 5	1, 097

<以下略>

(訂正後)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会 長 CEO		茂木 友三郎	昭和10年2月13日生	昭和60年10月 平成元年3月 平成6年3月 平成7年2月 平成11年3月	当社入社 海外事業部長 取締役に就任 常務取締役に就任 代表取締役常務取締役に就 任 代表取締役専務取締役に就 任 代表取締役副社長に就任 代表取締役社長に就任 利根コカ・コーラボトリン グ㈱代表取締役会長に就任 (現任) 代表取締役会長 CEOに 就任(現任)	(注) 5	1, 097

<以下略>

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- (1) ~(4) <省略>
- (5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

(6) 取締役にて決議できる株主総会決議事項

当社は、経済情勢の変化に対応して、財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(7) <省略>

(訂正後)

- (1) ~(4) <省略>
- (5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、並びに、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款に定めております。

- (6) 取締役にて決議できる株主総会決議事項
 - ① 自己の株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して、財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

② 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することを可能とするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

③ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を 行うことができる旨を定款に定めております。

(7) <省略>

第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

<前略>

(注) 平成19年6月26日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、次のとおり剰余金の配当の基準日には9月30日を 追加しております。

「当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」

(訂正後)

<前略>

(注) 1. 平成19年6月26日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、次のとおり剰余金の配当の基準日には9月30日を追加しております。

「当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」

- 2. 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利